

昭和十三年『共生』誌における椎尾辨匡師の言説について

加藤良光

本稿は、昭和十三年に財団法人「共生會」によって刊行された月刊『共生』誌の各号に掲載された椎尾辨匡師の執筆文、講演録、議会議事録の中から椎尾師の言説について、検討するものである。

昭和十三年の月刊『共生』誌の一月号から十二月号までの記事の見出しを列記すれば次の如くである。

一月號・師表北支へ空の旅

・椎尾辨匡「對局の大道」

・椎尾辨匡「昭和十三年の使命」

・椎尾辨匡「高天原の發見」

・森部海南「呈椎尾博士絶句三百首」

・師表を圍む座談會

——荻原博士追悼——

・淨土宗管長 郁芳隨圓「弔辭」

・略歴

・ 椎尾辨匡「弔辭」

・ 萩原かづ子「追想」

・ 同人諸氏「追悼所感」

・ 砥上種樹「教育は先づ幼兒の遊びから」

二月號

支那事變特輯

・ 椎尾辨匡「重荷を負ふ 昭和十三年の進み」

・ 椎尾辨匡「長期戰の課題」

・ 椎尾辨匡「日本佛教的特色——白文章稿」

・ 椎尾辨匡「北支佛教問題と廣濟寺の講演」

・ 椎尾辨匡「聖德太子十七條憲法講義」

議會演說特輯

・ 「國務大臣ノ演說ニ對スル 椎尾君の質疑（速記）」

・ 「社會問題に就て（速記）」

・ 「外交官教育と佛教布教（速記）」

・ 「教育と宗教に關して（速記）」

・ 森部海南「呈椎尾博士絶句三百首」

・ 山崎良順「法句經物語」

・砥上種樹「教育は先づ幼兒の遊びから」

・「共生だより」

三月號 椎尾辨匡「聖德太子十七條憲法講義（七）」

・椎尾辨匡「時世の動き」

・椎尾辨匡「銃後の婦人に與ふ」

・砥上種樹「教育は先づ幼兒の遊びから（終）」

・椎尾辨匡「釋放者保護を問ふ（速記）」

・椎尾辨匡「臺灣統治問題（速記）」

・椎尾辨匡「第二控室を代表して（速記）」

・岩本成信「萬歲奉唱の精神」

・「共生だより」

・森部海南「呈椎尾博士絶句三百首」

四月號 椎尾辨匡「聖德太子十七條憲法講義（八）」

・教育懇談會「教育審議會に望む」

・山崎良順「法句經物語（舍利弗と目蓮の歸佛）」

議會特輯

・椎尾辨匡「總豫算追加案賛成」

・椎尾辨匡「厚生省と社會事業法」

・ 椎尾辨匡「店員教養と休日」

・ 椎尾辨匡「文部大藏兩相に質す」

・ 藤井實應「共生支部巡回日誌」

・ 椎尾先生豫定日誌

五月號 椎尾辨匡「戰時議會の動向と 共生同人の道」

・ 「共生時局指導要項」

・ 椎尾辨匡「私の信ずる佛教」

・ 椎尾辨匡「教育改革の急務」

・ 山崎良順「法句經物語」

・ 森部海南「呈椎尾博士絶句三百首」

共生だより

・ 丹下諄「名古屋臨時結衆」

・ 雄雲「角間川結衆」

・ 藤井實應「共生支部巡回日誌」

・ 通信雜報

六月號 卷頭言

・ 椎尾辨匡「法然と日本佛教」

時事論説

・松本徳明「國際情勢より見た支那事變」

・宮澤説成「事變下の一年」

・淺野辨眞「凌霜塾堂建設の本旨」

・椎尾辨匡「聖徳太子十七條憲法講義」

・椎尾辨匡「眞實の國運：四十八願講義序論」

・「聖賢の法語集」

・「某紙の誤報に就いて」

・「椎尾先生豫定日誌」

・「共生だより」

・「編輯後記」

・「共生會決算報告」

七月號

教育特輯

・椎尾辨匡「内的生命の長養」

・椎尾辨匡「時局の動向と教育」

・淺野辨眞「皇國青年の使命と 凌霜塾堂建設の本旨（二）」

・「聖賢法語集（二）」

・森部海南「呈椎尾博士絶句三百首」

・財團法人中央教化團體聯合會「寺院に於ける社會教化の留意要項」

- ・「廣告料金規定」
 - ・「師表豫定日誌」
 - ・「共生だより」
 - ・「編輯後記」
 - ・「**全國共生結衆豫告**」
- 八月號・椎尾辨匡「聖戰一周年」
- ・椎尾辨匡「勅語を拜す」
 - ・椎尾辨匡「第六十三回の誕辰を迎へて」
 - ・福原俊丸「入不二法門品私觀（上）」
 - ・「聖賢法語集」
 - ・「共生だより」
- 九月號・椎尾辨匡「時局下の念佛信仰」
- ・椎尾辨匡「新盆に當り謹しみて護國英靈を弔ふ」
 - ・「全國共生結衆」
 - ・「昭和十三年度評議員會決議」
 - ・「共生會事業報告」
 - ・「椎尾先生豫定日誌」
- 十月號・椎尾辨匡「東洋を導くもの（序講）」

・椎尾辨匡「時局下の念佛信仰(三)」

・福原俊丸「入不二法門私觀(中)」

・師表豫定日誌「みことのつどひ」

・椎尾辨匡「別冊不滅の英靈」

十一月號 椎尾辨匡「修行者と羅刹」問題及び教材としての取り扱ひ方

・椎尾辨匡「皇紀二千六百年」

・鈴木徳成「思ふまゝ、(一) 全國結衆を通じて 質と數」

・福原俊丸「入不二法門私觀(下)」

十二月號 椎尾辨匡「東洋を導くもの(二)」

第一講「共生の根本思想」

第二講「太陽に導かれて」

・椎尾辨匡「宗教と法律」

・森部海南「呈椎尾博士絶句三百首」

・鈴木徳成「思ふまゝ、(二)」

以上のように月刊『共生』には椎尾師の記事が多く掲載されている。その内容も多方面に亘っているが、本稿においては、次の八項目を挙げて検討することとする。

一、欧米に対する見方

- 二、ユダヤ思想に対する見方
- 三、日中戦争に対する見方
- 四、聖徳太子について
- 五、皇道仏教について
- 六、法然上人と日本仏教について
- 七、時局下の念仏信仰
- 八、共生同人について

以下順に椎尾師の言説を見ていくこととする。

一、欧米に対する見方

椎尾師は月刊『共生』誌昭和十三年二月号「昭和十三年の進み」において、

「英米は今非常な軍備充實に力を注いでゐますから、今年一年丈でも相當彼等の軍備は強化されるので、それと同時に彼等の出方にも變化が生ずると考へられ、悔ることの出来ぬ状態になつて行く。だが幸ひにも獨伊の防共協力、スペイン等の賛意はあるが此れにのみ頼つて行くことは出来るであらうか？獨逸商人の支那法幣への對度と同様、伊太利人も支那では盟邦日本の爲に正直に應援をしてはゐるが、他人にのみ頼るのはいけないし、彼の廣東香港の反日巢窟も一年後にはどの様な形ちをとるか判らぬから、來年の秋以後に來るであらうとの豫想も、今年に變つて早くやつて來るかも知れぬから外交問題も相當に善處を要するものが多いのであります。」

とあつて、昭和八年（一九三三）國際連盟脱退以降、孤立していた日本が昭和十二年（一九三七）七月の盧溝橋事件以來、中国と全面戦争となり、十一月にドイツ、イタリアと日独伊防共協定を締結し、十二月中華民国の首都南京を占

領した時点での欧米に対し、相当に善処を要すると説かれている。

二、ユダヤ思想に対する見方

椎尾師は一月号「昭和十三年の使命」において、

「防共力は十二年は漠としてゐたが、十三年は推し出す力が強いと同時に混亂する動機も多い。ユダヤ思想も此れ又内外共に走狗を増し、共産と共に一層火の手が強まると思ひます。」

とあり、二月号「衆議院議事速記録第五號、國務大臣ノ演說ニ對スル、椎尾君の質疑」においては、

「更ニ猶思想ハ陰ニ隠レテ居リマスル英佛等ノ勢力ニ依ツテ現レテ居リマス、私共ハ英佛ノ民族、人文的ノ尊キモノ中ニ隠レテ居ル所ノ「ジュー」ノ力ガ是等ノ幾多ノ紛糾ヲ與ヘテ居ルモノデアルト存ジマス、此「ジュー」ノ力、斯様ナ拜金のナ個在的ナ利己的ノ偏狭ナ「ジュー」ノ思想ヲ排撃スルト云フコトモ、亦日本ノ大キナ務メデアル、斯ウ云フ點ニ於テ外相等ガ如何ニ思想上ノ戰ヲ徹底シヨウト云フコトニ付テ、抱負ヲ持ツテ居ラレルカラ何ヒタイノデアリマス」

と、椎尾師の質問があり、それに対し大臣からの答弁が無かったので、椎尾師は更に、

「モウ一ツハ外務大臣ガ御答申サレマシタ中ニ「ジュー」ノ問題ニ付テドウ云フ風ニ御考ニナルカト伺ツタノデアリマスガ、此點ノ御答ハナカツタ、「ジュー」ノ拜金思想、個人思想ヲ絶滅シテ行クト云フコトハ、防共同様ニ重大ナル問題ト存ジテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ點ニ付テ外務大臣カラ更ニ明瞭ナル御答ヲ得レバ國民ノ爲ニ幸デアルト存ジマス」

とあつて、ユダヤ思想が拜金的、個人的、利己的であり、偏狭な思想であるので共産思想と同様に絶滅すべきであると主張されている。

三、日中戦争に対する見方

椎尾師は八月号「聖戦一周年」において、

「七月七日、この夜蘆溝橋事件起りてより正に一周年、當夜の銃火果して此大事を考へたか、浦賀の一聲は日本の覺醒となり二十世紀の指導者を惹起した、セルビヤの一青年は歐洲の大戦を促進し十九世紀の文明文化の墓窟を掘るものとなつた。誠に小微より起りて大事となるも元と物の成るは成るの日に成るに非ず、事の來るは由て來る所良に遠きものがある。蘆溝橋が支那兵の亂射が共產人の打分けか、抗日の結晶、開戦の爲に撃つたか、偶然の思付き不法の暴行に過ぎなかつたか、疑ふべき點があるにせよ、四百州を敗北塗炭に陥れる積りではなかつたと思はれる。況や、この大捷を博せる皇軍には本來爭志なく侵略なく、日本は不戦不擴大を念とし、日支の親善提携これ勉めたるに於てをや。然るに事件は擴大し戦火は蔓延し蔣政權の言ふ通り長期となり、城市京港陥落し連戦連敗し、遷都退嬰據る所を失ひ、焦土決潰その民を焚没するに忙しい。眞に蔣輩の爲す所その愚妄、暴虐驚くの外はない。漢民族を剿滅せんとする惡鬼である。尚口を開けば抗日、漢民の覺醒を云ひ、列國協力來援すべきを説く、救主に抗し、滅族に急ぐ、畢竟求むる所の列國若し彼の言の如く動くことあらば西力の侵略、興歐滅亞に外ならぬ結果となる。眞に病の膏盲に入るもの、斃蔣一日の急は漢族復興の大業をなす所以である。」

とあつて、蘆溝橋事件以来の一年間は、日本には侵略の意志はなく、不戦不拡大の方針、日中親善提携に勉めているのに対し、蒋介石政權が漢民族を滅ぼす原因であると説かれており、続いて、

「顧みるに皇軍が此一年間、寒暑困苦を忍び山海の敵衆堅牢の防備と戦ひ、勇往奮迅曠古の戦果を擧げたる連勝の偉績眞に景仰の外ない。その義その勇誠に驚歎の至りである。その間死傷病没事變に殉せられたる幾多の英靈に對しては默然語なく辭なく只滿腔の感謝を捧げてその犠牲を空しくせざらんことを誓ふばかりである。此等の將兵が萬邦無比の

勇戦を見るは、尊嚴の國體、陛下の御稜威に基づき、苦難の試練、歴代の恩光に養はれたものであつて、世界の精華、忠勇の至純然らしめた所である。今滿一年に際し謹みて上、允文允武なる陛下の萬歳を祝し奉り、下皇軍の剛健武運長久を念じ殉國英靈の威神倍增を冀い奉る。」

とあつて、日本軍將兵の勇氣ある戦いは、国体の精華に基づくものであると説かれている。

四、聖德太子について

椎尾師は六月号「聖德太子十七條憲法講義」において、

「十七條憲法全般にわたり、顧みますれば、政治・經濟・道德・教育・宗教と全ゆる國民生活に就いて御示しを頂いて居ります。殊に最近行はれて居ります處の國民精神總動員に於いて、生活改善十則とか家庭報國三綱領實踐十四項目が定められたのも社會生活充實の一つの現れである。

當時に於ける國民の生活はこの憲法に則つて行はれ、爾來我が國民生活の根底をなしたものでありますが、この憲法生活の中心となつてゐるのは無論佛教である。然も聖德太子は三經義疏を遊されましたが、その中の維摩經によつて社會公人の道を説かれたのでありまして、公民國家として進む爲にこの十七條を御制定になつたのである。」

とあつて、聖德太子が制定された十七條憲法は國民生活の根底となり、その中心は仏教によつておられると説かれている。

また七月号「内的生命の長養」第三講「聖德太子の國體教育 其の一」において、

「第二條は、眞の教育の中心は敬の發達である事を説くものである。何が尊いかと云へば三寶である。これは日本的に云へば三種の神器である。當時支那思想の本流は孔孟であつたが、然しその中には國體と根本に於て相容れず、禁書となるものもあつて、仁義禮智信の五帝が冠位に用ひられたのみで、三寶の中には御採入れはなかつた。老子にも三寶

の教がある。一、儉。二、慈。三、不敢爲人先とあつて、太子はこの第三の退嬰的な思想は日本精神に反するので、御採用がなかつた。そこで太子は當時世界の教である佛教の三寶を採られたのである。形からいへば三寶は像・經・法師であるが太子の佛法僧は實義の三寶であつて明・正・和『明るく、正しく、和やかに』といふ三理想であつた。」

とあつて、聖徳太子が十七条憲法の第二条において「篤く三寶を敬え、三寶とは仏法僧なり」と、儒教や道教ではなく仏教の教えを採用されたこと、そしてその三寶は形の三寶ではなく、実義の三寶で、「明るく正しく和やかに」という三理想であると説いている。

五、皇道仏教について

椎尾師は五月号「私の信ずる佛教」において、

「然も日本佛教の特色は他にもいろ／＼云へませうが、私は皇道佛教くわうたうぶつけうに極きはまると存じます。多くの人は佛教發祥はつしやうの地印度を尊び、その傳播でんぱんした支那や日本の佛教を出店のやうに思つてゐる。又、時間的に見て、釋尊の時代を正法しやうぽう、支那や印度に傳つた時代を像法ざうぽう、今の時代は末法まっぽうとする、正像末三時の考へ方があり、無論佛教を印度や支那の末々のもとの見るに不思議ないが、それは單に外觀をさしたにすぎない。外形的に日本佛教が印度・支那の流れをうけた點には異存ないが、佛教の根本精神が躍動やくどうしたのは日本であつて、皇室を中心とする國全體の生きゆく姿、一人々々が別々に生きるのではなく、國體の上に全國民が生きてゆくのが日本佛教でありまして、それが解らぬと本物を見てゐるとは云へない。」

とあつて、日本仏教の特色は皇室を中心とする皇道仏教であると説かれている。また椎尾師は続いて、

「此の皇道佛教に私が氣づいたのは、佛學を習ひ出した早々であつて、私が宗學本校に這入つた頃は、西洋哲學流の學問體系か、でなければ昔風の訓詁くんご註釋ちゆしやくのみでありましたが、二三年經つて古事記・日本書紀を読み、手引てびきもなく

やつたので随分無駄もあつたが、斯様に日本歴史を研究した結果、佛教と國體を考へ出し教育にもそれが必要であると感じたのが、明治卅年前後でありました。

私にしてみれば今申しましたやうに、この問題を考へはじめたのは四十年前ですが、此れを明瞭に意識して説き出したのは最近十數年以來で、國內的には滿洲事變から此方やがて姦しくなり、日本佛教と云ふ點では多くの人に質問をうけ、私は印度佛教の末流でなく皇道佛教であることを説いて今日に及んでゐます。」

とあつて、椎尾師個人は四十年前から皇道仏教に氣付いており、特に滿州事變が起きた昭和六年から昭和十三年の現在、皇道仏教を説いていると述べられている。

六、法然上人と日本佛教について

椎尾師は六月号「法然と日本佛教」において、

「殊に、法然上人は國を護れ、大君に盡せと表立つて口には出されないが、事實の上にこれを行つた。源平の亂の親子親族殺戮しあふ血で血を洗ふ世相が、一般民衆にも影響してゐたこの時代に於いて、法然教學の尊さは共々に彌陀の赤子として罪の子が救はれること示し、大君の赤子が大御心に救はれるのと同境地を暗々裡に説き明かしてゐる。世人は護國・安國と云ふのをとりあげて見てゐるがそれは外觀的なものである。法然は心からそれ信じ身を以て實踐し、大教化の内に 天皇の御心を安じ奉つたのである。

玉體安全、鎮護國家を標榜した者も國體的存在であるが、それ以上に法然は國體的存在であつた。ある人は、法然はこの土を穢土と厭つてゐるのではないかと云ふが、それは間違つた見解である。法然は脚下の一步を踏みしめて今日々と進み、何時でも何處でも佛を求めて行く、法然はよい處を求めてはゐるが此土を見捨て、ゐるのではなく、現實を踏みしめてよりよく進む、それがお浄土であり如來に救はれてゐるのだといふのである。

斯様にして、外々しく口くちに云ふのでなく、全分が國家的になり直ちに大君を安じ奉るのが法然教學の特色である。日本佛教は斯くして法然により代表されてゐるのである。」

とあつて、法然上人は直接護国や忠君を言われてないが、国体的であるとし、それが法然教學の特色であり、日本仏教は法然上人により代表されると説かれている。

七、時局下の念仏信仰

惟尾師は十月号「時局下の念佛信仰（三）」において、

「今南無し、今生き、今明るくなり行く平生念佛の道は、戦場でも、銃後でも一人でも多勢でも、素直にあるける道である。此に三重の念佛を一瞥する。

第一の念佛は總じては佛法、別しては南無阿彌陀佛、それは三國を通じ少くとも二千年に近く、幾十億が合掌し口唱した念佛である。私共が何となく念佛しても、それは此大きな念佛信仰の中に、共鳴し溶融することができて清き安らかな世界が展開される直接には日本と全支とを結びつける念佛である。

第二の念佛は本願の念佛で非本願の諸行雜修に對して、本願名號を南無阿彌陀佛することである。隨緣善に對する絶對善の南無阿彌陀佛である。支那善導に始められて支那に絶え、日本に擴がれる念佛である。今これを通じて日本と北支とを先づ確と結びつける紐帶とする。

第三の念佛は選擇本願の念佛で、法然上人が顯彰された念佛で平生日々の念佛である。戦塵でも閑室でも、今彌陀に照らされつ、歸命する念佛である。これが今や日本より支那へ流布さるゝ時が來た。善導大師の故地へ、而かも皇軍の大活躍、幾十百萬の死屍の間に、世界稀有の大事變を契機として、支那に堅實なる國家正善の政治、恭儉服業が行はれることに伴ふ念佛たることは不思議なる因縁、無量力の展開と申さねばならぬ。

陛下の御稜威は全國全民に感孚し一君萬民で、一人として御上の心を頂かぬはない、忠誠へ導かれぬはない。同時にそれは君國一體である。これが佛教では彌陀の全佛身、全淨土、全衆生界の報身土、攝化衆生と承る所を現實に頂くことで、彌陀淨土を思ふこと深ければ御稜威に立てる國運無窮が一層力強く感ぜられる。

法然上人が勅なればこそと、現實に大御力の強さを感じて佛力無邊を體得され、その念佛弘通されて悶え迷へる全國民の安定となり、護國を云ふよりも云はぬ欣淨の歩みに全國が安められた。今は念佛の歩みが一切を超越し行くと俱に、やがて日支提携へと引き行く動きであるのみならず、全世界が同行同信へのあゆみである。」

とあつて、昭和十三年の時局下にあつては法然上人の念仏の教えが善導大師の故地である中国に流布され、弥陀の淨土を思うこと深ければ天皇陛下の御稜威に立つ日本の國運無窮が力強く感じられ、念仏の歩みが日本と中国の提携となり、全世界が同行同信への歩みであると説かれている。

八、共生同人について

椎尾師は五月号「戰時議會の動向と 共生同人の道」において、

「眞實の意味の長期戦の第一期は南京陥落まで、二期はこの春までと云へませうが、第三期五六月頃から此の長期戦に於ける最も困難を伴ふ時である。經濟的苦惱は特に此の時期にひどくなりますから、鬱然たる氣持が國民の中に抱かれてゐれば、天災地變などを契機として往年の米騒動の如きものが、何時出るか解らないと思ふ。日本人は兎角流言蜚語に迷ひやすく、かの關東大震火災の例もあり、現在の國情も傳染しやすいものが見えてゐるから、此の意味で本年八・九月頃を目標として今から充分に國民に對して警告して置けば、「いよ／＼來たな」と辛棒出來ます。此の意味で全國の指導的位置にある者、殊に共生同人は相勵まして、私が先に申したやうな正しい時局の認識に基く國民の覺悟を養成するように勉めたい。此の眞意を知らぬ者の爲に、多少の壓迫が來るかも知れぬが、正しい覺悟を國民に植ゑつけな

ければならぬ。

昭和九年に私は岩手・長野・福岡に於いてある種の危機があることを感じまして、相當警告して廻りました。福岡では炭坑従業者の善導を、岩手に於いては齋藤實氏を護れ、長野には蠶業關係者に善處方を説いたのは、それ／＼に警戒すべき状態にあつたからであります。幸ひに長野は絹の値上りでその憂ひさり、他も私の説がきいたかどうかは何とでも批評はされるだらうが、大した事にならずに済みました。其の時分、私に對する諸方よりの壓迫は相當にありました。が、敢へて申しつゞけました。

今年の九月前後に天災が加は、れば、全國に非常な困難が加はり、その惱みも深いと思はれるから、是非此れは考へられ善處されなければならぬ。共生同人の活躍を切望します。」

とあつて、全国の指導的位置にある者、殊に共生同人は励ましあつて、正しい時局の認識に基づき、正しい覚悟を国民に植え付けなければならぬと説かれ、昭和九年の福岡県での炭坑労働組合問題、岩手県での冷害凶作問題、長野県での養蚕農家の大雪や台風被害の問題に善処したように、本年の問題に對し共生同人の活躍を切望していることを説かれている。

以上、昭和十三年『共生』誌における椎尾辨匡師の言説について見てきた。特に欧米に對する見方、ユダヤ思想に對する見方、日中戦争に對する見方、聖徳太子について、皇道仏教について、法然上人と日本仏教について、時局下の念仏信仰、共生同人について見てきた。

今後の課題としては、昭和十三年の前後、椎尾師の言説の推移変化を見て行くこととする。

キーワード 椎尾弁匡 共生運動 共生会
(かとう りようこう 共生文化研究所 研究員 浄土宗普仙寺 住職)